

2020年10月4日

関係各位

日本ボーイスカウト京都連盟
安全委員長 猪岡 敏一

2020年度京都連盟「救急章」取得に関する履修について

下記の通り、ご案内いたします。

記

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度は「BS救急法講習会」を実施せず、日本連盟の「進歩に関する特別措置」に基づき、下記の履修方法により、進歩に対する意欲の低下を防ぎ、その歩みを止めないことを目的に、「救急章」の考査を行うことといたします。

1 履修方法

履修にあたっては、スカウトライブラリー「**野外活動における応急手当て 救急法**」(2019改訂版)を必ず熟読し、課題に取り組む。

- ①特別措置による課題(課題その1)を提出する。(隊長の認定)
- ②特別措置による課題(課題その2:実技履修課題)について、技能章考査員(救急章)等の指導により、認定を受ける。
- ③各地域における消防署の普通救命講習を受講し、履修認定を受ける。(写しを提出)
- ④以上の①~③の履修課題の認定後、特別措置による課題(課題その3:ふりかえり)を隊指導者のもとで実施後、認定を受ける。(隊長の認定)
- ⑤「救急章」の履修項目(2)は、(課題その1)に含んでいるので、提出は不要です。
また、同履修項目(3)は、従来と同様の取り組みです。

以上の履修認定が修了できれば、課題を揃えて、隊から地区進歩委員会経由で、「BS救急法開設要員チーム主任」に提出のうえ、考査を受けてください。

2 履修時期 : 随時

3 履修資格(従来どおり)

- ① ベンチャースカウト:旧進級課目「マスターバッチ:救護 B5」を取得しているか、それと同等以上の知識と技能を有すると所属隊長が認めた2級以上のスカウト。
- ② ボーイスカウト:旧進級課目「マスターバッチ:救護 B5」を取得しているかもしくは中学2年生以上で2級以上のスカウト

4 隊長は、別紙「救急章取得に関する履修指導のお願い」を必ず読んでご指導ください。

5 その他 この特別措置は、2021年度に京都連盟が開催するBS救急法講習会までの措置とします。

6 疑義がある場合は、各地区の安全委員長あて、連絡してください。

以上